

2002年8月16日

経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課御中

**産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会循環ビジネス
ワーキンググループ中間とりまとめ案に対するパブリックコメント**

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-29-5
大塚ダイカンプラザ 1階
環境市民ひろば内
TEL03-5907-1411 FAX03-5907-1412

1 総論として、リデュース、リユース、リサイクルによる循環社会の実現のために循環型ビジネスが適正に形成されていくことが望ましいこと、静脈産業の近代化・高度化、動脈産業のグリーン化の方向性という基本認識は正しいと考える。特に、製品については、製造段階のグリーン化、LCAでの環境付加の最小化を抜きにして、21世紀の循環ビジネスというよりも、すべてのビジネスはあり得ない。

2 このようなビジネスを促進するにあたって、再生原料の適切な供給も必要であり、そのための施策が採られる必要性がある、とする考え方に賛意を表す。

3 このようなビジネスを促進するにあたって、「拡大生産者責任」を原則とすることを確認しておきたい。

その意味で、「製品の所有から機能の利用への転換」というビジネスモデルが「拡大生産者責任」の原則にかない、このようなビジネスの方向に向けて、有効な施策がとられることはかせない。

4 ところで、このようなビジネスを創造、発展させるために、「中間報告」で示された廃棄物処理法の規制緩和に関する考え方に対して、以下のような見解を述べる。

1. 廃棄物を有価・無価で定義づけることが不合理であるが、リサイクル対象物を廃棄物の定義からはずし、資源として別個の枠組みとして捉えるという考え方については、拙速に過ぎると考える。現在の廃棄物問題の深刻な状況の一つに、リサイクル対象物であるとして、廃棄物処理法からはずされてきた不法投棄問題がある。この度ようやくこれらについても一定期間以上放置されたものについては、廃棄物として捉えることができるようになった。ここで、再び、資源物として廃棄物と分けた捉えをして、別個の法制度とするならば、資源物として不適正処理が促進されるおそれがある。

そこで、廃棄物処理法の段階では、所有者あるいは占有者が不要となったものを全て一括して「廃棄物」ないし「不要物」として押さえ、不適正処理を抑制するための規制の網をかぶせることができるようにしておくことが肝要であると考えます。

2. 「中間報告」がリサイクル工場については、廃棄物処理法とは別の規制があるべきだとするが、むしろ廃棄物処理法を不要なもの全体に範囲を広げ、不適正処理しないための業として能力を定める方が適切である。不要なものの輸送について、また、不適正処理を防止するために、マニフェスト制度の適用の必要性は廃棄物の場合と変わらないと考える。とすれば、廃棄物処理法から分離して、この限りにおいて、別途の法律を策定する必要はない。

3. 産業廃棄物と一般廃棄物の区別を排することについては、事業所から排出されるもののうち特定のものだけを産業廃棄物として排出者責任を求めるというあり方は改善すべきである。むしろ、家庭系廃棄物と事業系廃棄物に区分して考えるべきである。その理由は、家庭系廃棄物の場合には、一般家庭から排出されるモノについて、有料・無料あるいは委託・直営を別として、その収集を自治体に委ねるのは全体のコストからしても合理的である。そして、その処理をどのようにするか、少なくとも排出責任を有する住民の意思を反映させることができるからである。
4. 事業系・家庭系どちらについても、一定の地域で処理（リサイクルを含む）行うということが望ましい。一般廃棄物の場合自区内処理の原則があり、それが必ずしも実態とあっていないことは認めるが、容り法で行われているように、熊本のモノが東京に、北海道のモノが東京にというような広域移動が好ましいとは言えない。一定地域での移動を認めるような手法とすべきである。
5. 建築基準法の運用については、これまでの住民との軋轢の中で作り上げられた制度であり、リサイクル施設についてみだりに緩和することは望ましくない。
6. 規制を緩和し、循環ビジネスの自主的な取り組みを強化することにより、リサイクルをやりやすくするということであるが、そのためには次の要件を満たさなければならない。なお、これは廃棄物処理、リサイクルに共通する課題である。
 - ア) 違反した事業者に対する制裁措置が十分であること。排出者責任のみならず、拡大生産者責任に即した制裁措置であるべきこと。拡大生産者責任を導入している現行リサイクル関連法でいうならば、製造者にまで厳しい制裁措置が及ぶ仕組みとなっていること。
 - イ) これらの事業の透明性の確保と、排出者の責任を果たすという意味で最終消費者および廃棄物処理あるいはリサイクルが行われる地域住民の参加が制度的に保障されていること。

透明性の確保については、今般食品をめぐって企業の自主性に委ねていたのでは不十分であることが判明した。そこで、その情報を評価する仕組みとNPOや住民に情報請求権や立ち入り調査権を付与するなどの仕組み、意図的に誤った情報を提供した場合の厳正な制裁措置を定めておくことが必要である。それをした上での規制緩和でなければならない。そして、十分な監視の仕組みをつくることが必要である。
7. 規制緩和をしたから、健全な循環ビジネスが育つのではなく、現在のリサイクル名目の不法投棄や不適正処理を排除するために十分な規制措置をキャップとして設けておくことが必要である。

8. 「再生利用認定制度」で対象が拡大されるべきということであるが、これには条件付きで賛成する。タイヤが認定制度の対象となっているが、放置状態はいつこうに減っていない。放置状態を解消できるような仕組みづくりがなされないままになっている。そこで、不適正処理や不法投棄の減少に寄与することを要件とすることが必要である。同時に、不適正処理や不法投棄の改善・予防措置を講じることなくして、認定制度だけ拡大することは望ましくない。

5 「所有から機能の利用へ」という製品についての考え方およびビジネスのあり方の転換について積極的にすすめるべく、法改正をすすめることは重要な意義があるが、現在はまずその実例を増やしていくことが望ましい。

6 循環ビジネスの創出・発展について、ビジネスモデルを含め、国が十分な情報の提供という役割を果たすことは、必要である。

7 生産拠点の日本からアジアへの移動を考えるならば、リサイクルという名の廃棄物処理を含めて、国際的な制度枠組みを制度化することは必要である。

以上